

1. 天然記念物の概要

(1) 指定に至る経緯

伊吹山は滋賀県北東部、岐阜県との県境に位置し、滋賀県においては米原市に含まれる。日本海型気候と太平洋型気候の境界に位置する標高 1,377m 余の独立系の山塊で、山腹から山頂にかけては日本列島でも屈指の豪雪地帯である。とくに山頂は日本でも有数の多雪地域であり、積雪期間は 120 日以上、例年最大積雪量 6～7m、年間平均風速約 10.1m/s と厳しい気象条件にある。また、年間霧発生日数は 309 日という霧多発地帯であり、落雷も多い。さらに、石灰岩が広く分布、露頭するカルスト地形で、表土が薄く岩が多く、台地のすぐ際から急な斜面が連続しているなど、この山塊の自然条件の大きな特徴となっている。

このような地理的・気候的条件のため、山頂部を中心に日本では希少な山地草原が発達し、伊吹山固有植物のほか、北方系植物など多様な植物が群生し、学術的価値が極めて高い地域となっている。こうしたことから、平成 15 年 7 月 25 日に特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）天然記念物の部二（植物）（三）、（十）により、天然記念物伊吹山頂草原植物群落として指定された。



写真 1 伊吹山頂草原植物群落（クガイソウ・シモツケソウ群落）

(2) 指定の状況

①指定告示

名 称：伊吹山頂草原植物群落

類 型：天然記念物

指定年月日：平成 15 年 7 月 25 日

指定基準：平成 15 年 7 月 25 日に特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物
指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）天然記念物の部二（植物）（三）、（十）による。

②指定説明文とその範囲

指定説明文：

伊吹山は滋賀県で最も高い標高 1, 3 7 7 m の半独立峰で、岐阜県との境にある伊吹山地の南端に位置し、その南側は関ヶ原地峡、さらに鈴鹿山地と続いている。伊吹山の中腹以上には古生代二畳紀に形成された石灰岩が広く分布しており、山頂部にはカレンフェルトや巨大な石灰露岩等が見られる。気候的には日本海型気候と太平洋型気候の境界にあたり、冬季日本海からくる寒冷な季節風が強く、山頂部は積雪量が多い。しかし、この地域の石灰岩には塊状の亀裂が多く、透水性が高く表土は乾燥しやすい。

このような地質的・気候的条件のため、山頂部では樹木の生育が抑えられ、日本では数少ない山地草原が発達している。山頂周辺の草原には、このような特異な条件下で生じた伊吹山固有種（ルリトラノオ、コイブキアザミ、イブキレイジンソウなど）、寒冷な時代の生き残りである北方系の植物（ゲンナイフウロ、キンバイソウ、イワシモツケなど）、日本海側多雪地帯の植物（スミレサイシン、イブキトリカブトなど）、石灰岩地を好んで生育する植物（イチョウシダ、イブキシモツケなど）等の約 6 0 0 種の植物が群生している。花期には、このような固有種、北方系要素、日本海要素等の植物が一面に咲き誇り、壮大なお花畑を形成している。

このような広大な草原が維持されてきた要因としては、自然条件とともに、人間活動も重要な要素であった。伊吹山はほとんどが共有地となっており、かつては広く採草、柴刈り等に利用される地域であった。そのため、森林の発達を抑制し、広い範囲が草原として維持されてきたと考えられる。また、この地域は古くから薬草採草地として名高く、織田信長がポルトガルの宣教師に薬草園を造らせたともいわれている。日本ではこの地域にしか知られていない、ヨーロッパ原産の植物（キバナノレンリソウ、イブキノエンドウ）なども生育している。

このように、伊吹山では特異な地質的・気候的条件により形成された固有種、北方系要素、日本海要素の植物等が生育し、他の地域では見られない山頂草原が広範囲にわたり成立している。この伊吹山頂草原植物群落は、植物分類学や植物地理学、生態学、また文化的な観点からもきわめて学術的価値が高い地域であることから、天然記

念物に指定し、保護を図ろうとするものである。

範 囲：

範 囲：以下の図で示した区域とする。

所在地：米原市上野・大久保・藤川

面 積：794,448 m²

③指定に至る調査成果

この貴重な植物群落は、上記のような特色ある環境によって生み出されたものであるが、一部範囲では、薬草や肥料・飼料のための採草がおこなわれたことにより、さらに特徴ある植物群落が形成、維持されてきたという側面も存在する。毎年定期的に採草や刈り込みがおこなわれることによって、特定種の繁茂や他からの移入種を阻む効果が生じたもので、こうした行為によって安定した植物相が維持されてきた部分も存在する。

しかし、昭和 30 年代中頃以降、採草行為がおこなわれなくなったことにより、一部の山頂草原がササ・ススキ・低木群落に移り変わり、日光を好む特産種や分布上の貴重種、希少種などを多く含む「植物群落」は、ササ・ススキ・低木群落の陰になり、面積を減少させている現実がある。すなわち、伊吹山の「植物群落」は、石灰岩地帯の乾燥した表土、冬期の寒冷な季節風、多量の積雪、夏期の雲霧など特殊な自然条件とともに、人為的な採草などにより維持されてきたが、その人為的な活動の停止は「植物群落」の維持・存続に影響をもたらしているのである。

そのため、旧伊吹町時代の昭和 48 年から 52 年度にかけての伊吹山総合学術調査に始まり、昭和 57 年から 63 年度、および、平成 12 年度には植生復元事業を実施してきた。いずれの事業においても、施工後数年で植物群落が回復するなど一定の効果を上げており、今後も引き続き植生復元事業をおこなう必要が考えられている。

当該保存管理計画においては、過去におこなわれていた採草や刈り込みに代わるものとしてこうした植生復元事業を位置づけ、その継続的、計画的な実施を促すことも目的の一つとなっている。

④指定地の状況

所有関係の概要：財産区（3 区）644,711 m²

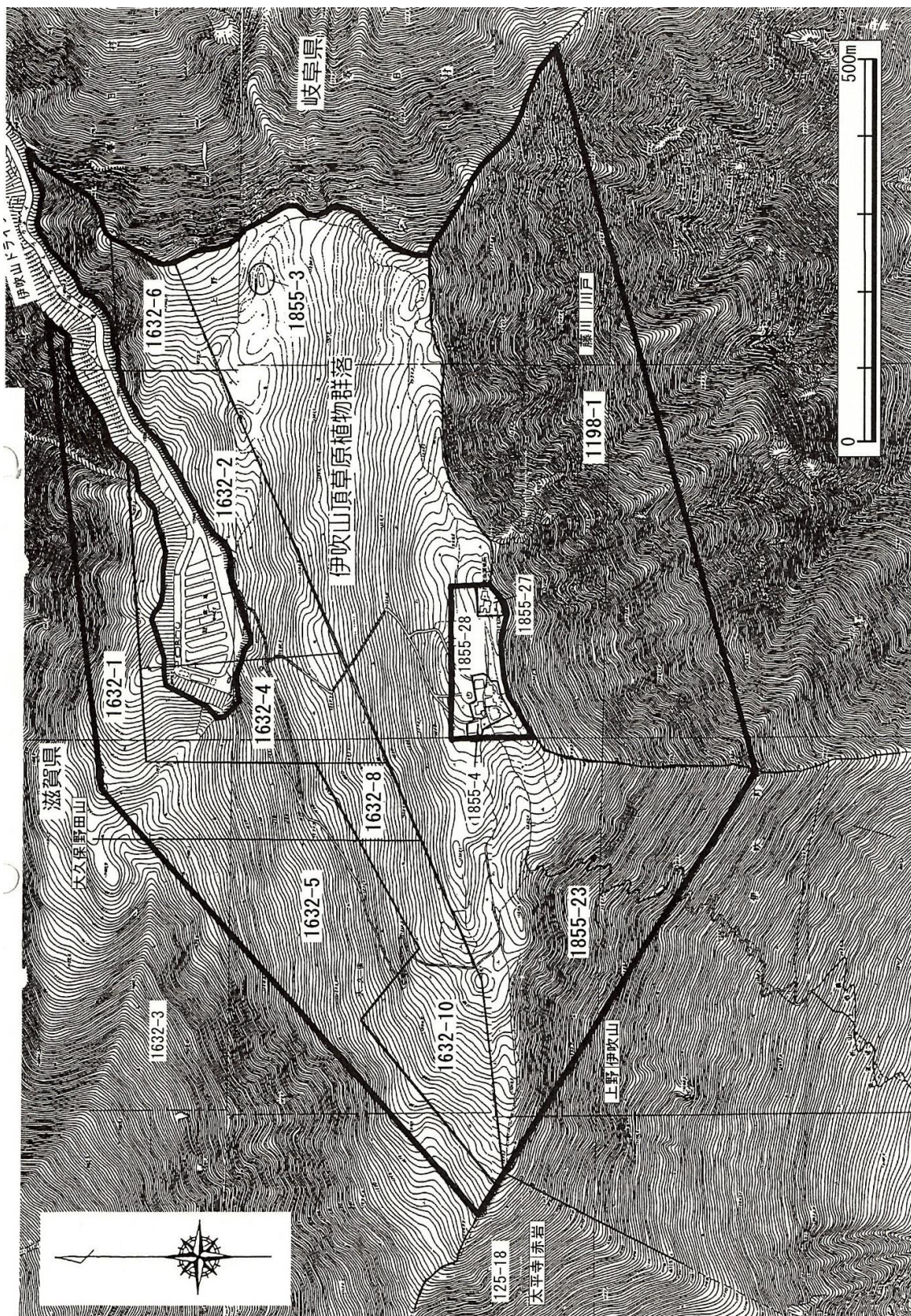
民有地（1 名）149,737 m²

管 理：米原市教育委員会

表 1 伊吹山頂草原植物群落地籍調書

所在地		字	地番	地目	面積	所有者
米原市	上野	伊吹山	1855-23 の一部	保安林	1,595,079 の一部	伊吹財産区
	大久保	野田山	1632-1 の一部	保安林	9,743,834 の一部	伊吹財産区
	大久保	野田山	1632-2 の一部	山林	68,429 の一部	民有地
	大久保	野田山	1632-4 の一部	山林	40,661 の一部	民有地
	大久保	野田山	1632-5	保安林	56,535	伊吹財産区
	大久保	野田山	1632-6	保安林	12,866	民有地
	大久保	野田山	1632-8	保安林	1,804	民有地
	大久保	野田山	1632-10	保安林	39,874	民有地
	藤川	川戸	1198-1 の一部	保安林	5,032,581 の一部	春照財産区
	藤川	川戸	1198-1 の一部	保安林	5,032,581 の一部	大原財産区

図2 指定範囲および周辺地の地籍図



2. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

平成 20 年 5 月から滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課、米原市経済環境部環境保全課、米原市教育委員会まなび推進課を共同の事務局とする「伊吹山自然再生協議会（以下協議会）」を設置し、伊吹山全山を対象として環境を保全するために必要となる事項の協議、検討に入った。

協議会は、次に掲げる事務をおこなう。

- (1) 伊吹山再生全体構想の策定
- (2) 伊吹山自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 天然記念物伊吹山頂草原植物群落の保存管理計画案の協議
- (4) 事業の実施にかかる連絡調整
- (5) その他必要な事項の協議

以上の事務について、あらかじめワーキンググループを置いて必要事項を整理したうえで、平成 21 年 2 月までに 5 回の協議会が開催され、「伊吹山再生全体構想」（平成 21 年 3 月）をまとめ、伊吹山の自然再生にかかる様々な取組を進めることとした。

さらに、全体構想にもとづき、植物群落（お花畑）の維持・復元を目的として滋賀県および米原市が実施する自然再生事業について、「伊吹山自然再生事業実施計画」（平成 21 年 3 月）が取りまとめられた。平成 22 年以降の協議会において、当該保存管理計画を策定する計画であったが、後述する諸課題の検討が優先され、以後、保存管理計画案の協議がなされないままであったため、新たに米原市教育委員会歴史文化財保護課を事務局として国天然記念物「伊吹山頂草原植物群落」保存管理計画策定委員会を組織し、3 回の委員会を経て計画を策定した。

(2) 計画の目的

当該保存管理計画は、天然記念物伊吹山頂草原植物群落の文化財的価値に、景観、整備活用、適切な運営といった視点を盛り込み、本植物群落の本質的価値を確実に次世代に継承することを目的として策定するものである。また、植物群落の維持に不可分の関係にある動物群集を含めた生態系全体の保護対策の確立を視野にいれるとともに、指定範囲外を含めた 5 合目から上部において実施される「伊吹山自然再生事業実施計画」との整合性を持った管理をおこなうことも目的となっている。

(3) 委員会の設置・経緯

米原市では、天然記念物の保存管理計画に検討を加える組織として、平成 27 年 9 月に「国指定天然記念物「伊吹山頂草原植物群落」保存管理計画策定委員会」を設置した。

当委員会は、国指定天然記念物「伊吹山頂草原植物群落」の保存管理計画策定に向けて、

学識経験者等が検討をおこなうことを目的に設置され、学識経験者、伊吹山に関する団体の代表、行政関係者の3者により構成されている。委員会の構成員は表2のとおりである。

表2 委員名簿

構成区分	氏 名	所 属 等	
学識経験者	野間 直彦	滋賀県立大学 准教授	委員長
学識経験者	須藤 明子	(株)イーグレット・オフィス 専務取締役	副委員長
学識経験者	高柳 敦	京都大学 講師	
関係団体	瀧澤 淳	上野区代表（伊吹山観光振興会）	
行政関係者	信田 繁治	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 課長	
行政関係者	奥村 義治	米原市経済環境部環境保全課 課長	
助言指導者	本間 暁	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官	
助言指導者	畑中 英二	滋賀県教育委員会事務局文化財保護課	
事務局	山本 太一	米原市教育委員会 教育長	
事務局	田中 博之	教育部長	
事務局	桂田 峰男	米原市教育委員会事務局歴史文化財保護課 課長	
事務局	高橋 順之	〃 主査	
事務局	梅本 匠	〃 主事	
事務局	小野 航	〃 主事	

（４）他の計画との関係

伊吹山の保全と管理については、すでに伊吹山自然再生協議会（以下「協議会」）で検討されており、委員選出にあたっては、協議会との連携のもとで進めた。このため、学識経験者は協議会の学識経験者委員を選出し、伊吹山に関する団体として地元上野区、行政の関係部署として、滋賀県及び米原市において協議会の事務局である、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、米原市経済環境部環境保全課の代表によって構成されている。

（５）計画の実施

当該保存活用計画は平成28年4月1日から適用する。

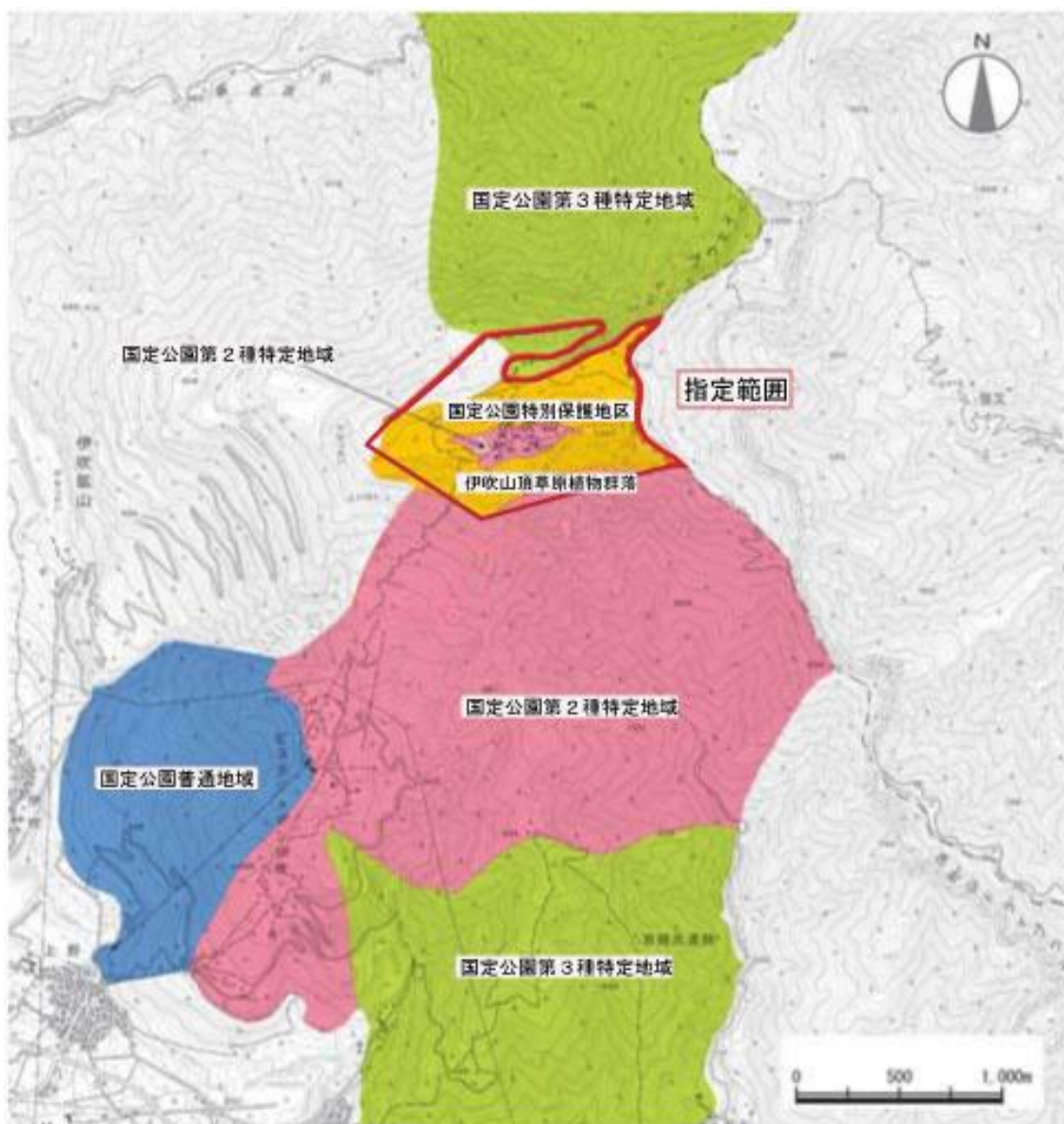


図3 保護区域位置図

出典：「伊吹山自然再生事業実施計画」2009 滋賀県・米原市を一部改変

3. 天然記念物の本質的価値

(1) 天然記念物の本質的価値の明示

天然記念物には、伊吹山の山頂付近を含む794,448㎡が指定されている。標高およそ1,200m以上の東西に長い平坦部とその周囲の急斜面に広がる草原で、冬期日本海側の寒冷な季節風と積雪、典型的な石灰岩地帯の特殊な自然環境で成立した自然草原を基本とし、一部範囲でおこなわれた採草行為などの人間生活の影響が加わることによって、特徴的で貴重な植物群落が形成されたものである。現在においても、山頂周辺の崖縁や急斜面には自然草原が維持されており、これは、地元の人々への聞き取り調査とともに、植生調査によっても確認することができる。ただし、採草がおこなわれた正確な範囲は確認されておらず、今後の本植物群落の保全の方法を確立させるうえで、重要な課題となっている。

さて、伊吹山は山頂でも標高が1,377mであることから、高山帯ではなく冷温帯性の草本や樹木の宝庫になっていて、その植物群落については固有種、北方系の植物、石灰岩地の植物などの7つの特徴から説明される。

1点目は、高山または亜高山性植物が存在し、その分布の西南限種が見られることである。

これらは植物の区系分布で言う北方系要素に含まれる植物で、主に伊吹山の中腹以上山頂まで生育する。北方系要素の植物とは地質時代の氷河期にその発生地である北極およびその周辺からアムール・カラフトを経て日本へ、またはアラスカ・カムチャッカから千島を経て日本へ入り、北海道から本州へ、そして奥羽山脈・中部山岳地帯を通して本県へも南下したと考えられるものである。多くの北方系要素の植物は石川県白山付近が南限となっており、高山を持たない本県では伊吹山に特徴的に分布し、南限となっている植物も少なくない。(以下、植物名の※は指定地に自生しているもの)。

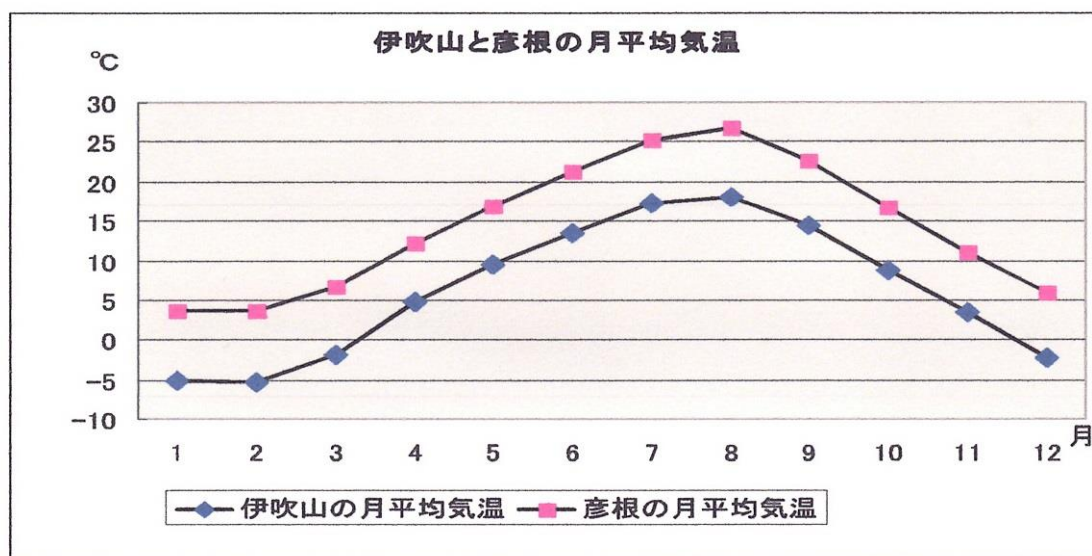


表3 伊吹山と彦根の月平均気温 出典：「伊吹山自然再生事業実施計画」2009 滋賀県・米原市

北方系植物としては、カラマツソウ※・サラシナショウマ※・サンカヨウ※・ヤマハタザオ※・キリンソウ※などのほか、伊吹山が北方からの分布の西南限となり、特に貴重な北方系要素の植物にはグンナイフウロ※・イブキソモソモ※・エゾフウロ※・キンバイソウ※・エゾハタザオ・チシマカニツリ※・イワシモツケ・ヒメイズイ※・サワアザミ・ミヤマトウキ※などがある。なお、ニッコウキスゲ※についても分布の南限に近いものである。



写真2 サラシナショウマ



写真3 ニッコウキスゲ

(本章の花の写真は上野区提供)

2点目は多くの固有種が認められることである。伊吹山は古い地層（中生代二畳紀）で覆われた山塊で、その植物相には固有種（特産品）が多く見られることが特徴となる。特に、石灰岩地という特殊性を持つことに起因する種や、中腹以上が高山の気象になるため残存した種があり、これらから新種形成がおこなわれた結果であると考えられる。その例として、コイブキアザミ※・イブキヒメヤマアザミ※・ミヤマコアザミ※・ルリトラノオ※・イブキコゴメグサ※・イブキレイジンソウ※などがあげられる。



写真4 ミヤマコアザミ



写真5 ルリトラノオ

3点目としては、日本海要素の植物が存在することである。日本海側斜面で発生または根拠地とした多雪地帯に分布する植物で、積雪によって冬期の季節風から守られる一方、雪

圧によって樹木類では低木性、伏条性となるものがある。セリモドキ・イワナシ・クロバナヒキオコシ・カガノアザミ・トキワイカリソウ・ホクリクネコノメ・スミレサイシ※・アカヒダボタン・ハイイヌガヤ※など、その種類が多いことが特徴となる。

4 点目は石灰岩地を好んで生える植物の存在である。好石灰植物が多数見られ、石灰岩地残存植物なども指摘できる。例えば、イブキスミレは石灰岩地残存植物といわれ、主に石灰岩地に見られるカノコソウ※・ステゴビル・マルバサンキライなどは県内では伊吹山にしかなく、その他、石灰岩地に多いものにコタニワタリ※・ツルデンダ・クリハラン・シギンカラマツ※などが見られる。

5 点目は襲速紀要素の植物の北上地として指摘できる点である。襲速紀要素の植物とは小泉源一博士によって提唱されたもので、紀伊半島の橿田川、紀ノ川、四国の吉野川、九州の八代と臼杵を結ぶ線以南すなわち南日本の中央構造線以南の地域に分布の本拠をおく植物をいう。例としてギンバイソウ・ミカエリソウ・エンシュウツリフネソウ（ハガクレツリフネの変種）などがあり、伊吹山においてもこれらの植物が認められる。

6 点目は満鮮系の植物が見られることである。中国の東北部や朝鮮に発生の本拠をもつ温帯性の植物で、日本列島が大陸と地続きであった時代に、日本へ分布を拡大してきたと考えられる植物である。オカオグルマ・オケラ・タムラソウ※・ヒメヒゴタイ・ソバナ※・ホタルカズラ・ミスミソウ・ザリコミ※・スハマソウ・オキナグサなどがある。その他、ヒマラヤや中国大陆と共通して分布する植物に、ヤマブキソウ※・ヤマブキ・マルバダケブキ※・アケボノソウ※・クガイソウ※・シロモジ※などがあげられる。



写真6 ヤマブキソウ

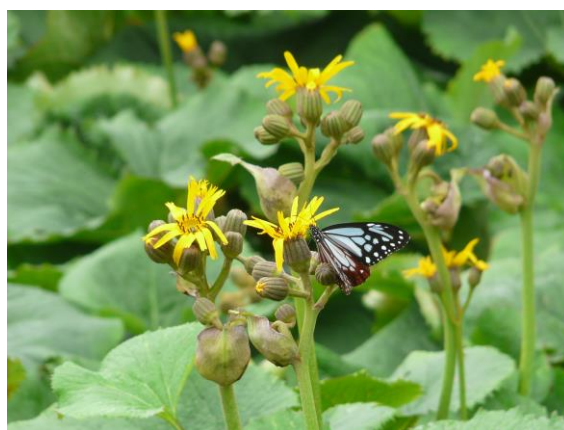


写真7 マルバダケブキとアサギマダラ

最後の7 点目は、人間生活との関係で薬草の宝庫と考えられている点である。すなわち、本植物群落には薬草類の植物が多く見られることも特徴の一つとなっている。延長5 年（927）に完成した「延喜式」には典薬寮へ諸国から献上された薬草の種類と数量が記載されているが、それによると、一番多いのが近江の73 種で、次に美濃62 種、出雲・播磨53 種、伊勢50 種、讃岐44 種、摂津40 種となっている。近江や美濃が多い背景として、伊吹山の存在が指摘されることもある。近江の73 種に示され、伊吹山に明らかに産する種とし

では、ナギナタコウジュ※・カワラヨモギ・オウレン※・ノダケ※・クコ・オニドコロ・オケラ・ミツモトソウ・キハダ・リンドウ※・クララ・ヤマウコギ※・サイシン・ヤマゴボウ・サルオガセ・カラスウリ・カワラナデシコ※・タカトウダイ※・ワレモコウ※・クズ・カヤ・ジャノヒゲ・トリカブト※・ヤマノイモ・オオバコ※などである。

なお、貢進の薬品には伊吹山に産しないものや動物質の薬品も含まれている。



写真8 カワラナデシコ



写真9 イブキトリカブト

このように、伊吹山頂草原植物群落は構成種に富み、広葉高茎草本の優占した近畿で最も美しいお花畑となっている。草原植物群落の主なものには、オオバギボウシメタカラコウ群落、オオバギボウシ群落、ショウジョウスゲ群落、イブキジャコウソウ群落などがあり、植物社会学的にはコイブキアザミアカソ群落にまとめられる。草原に接して自然群落と考えられるイブキシモツケソウ群落（低木林）やオオイタヤメイゲツミヤマカタバミ群落（高木林）が見られるのも他山にはない伊吹山の大きな特色である。

さらに、伊吹山は全山が里山で、採草や柴刈り、薬草の採集などがおこなわれるなど、人間生活の影響が加わることによって、特徴的で貴重な植物群落が形成されたことも大きな特徴である。

一合目から山頂にかけての南西斜面では、田畑の肥料や家畜の飼料のための採草がおこなわれてきた。第二次大戦中、一時途絶えたものの、農耕用の牛が耕運機に変わり、化学肥料が多量に出回るようになる昭和30年代後半まで続いた。上野の採草範囲は、西の太平寺境から、東の弥高尾根までで、山頂は測候所あたりまでおこなわれ、風が強く草が生えにくいところや、急斜面、大きな岩があるところ以外は草刈り場として利用された。採草の時期は、梅雨明けの夏に毎日おこなわれ（一番草）、田植えが終わった秋の採草は二番草とよばれた。聞き取りでは、朝3時に起きて、5時に草刈り場に到着して朝食を摂る。一日に一反を刈り、翌日刈った草をひっくり返す。刈り方は、鎌が石にあたらないように、地上部をなぎ刈りにした。この作業を繰り返して、山の下から刈っていき、盆過ぎに山頂付近に上がったという。

草刈りは、個人ごとにおこない、早い者勝ちで場所取りをした。干し草は、山中の「編

小場」と呼ばれる場所で、草を束にして編み、下ろす準備をした。また、引き坂という草を下ろす道があり、行導岩の両側にいまでも残っている。斜面が急峻な山頂から五合目までは、ササなどで干し草をくるんで三か所を紐でくくって束ね、八束を引っ張って五合目まで下ろした。ここから傾斜が緩やかになり、背駄に四束背負って、四束をシュラ（修羅）と呼ばれる組み立て式のソリに積んで、引っ張っておろした。平地の四合目から三合目は風も強く大変な作業だったという。

干し草は田んぼの肥料で、水を張って、生石灰を入れるとぶくぶくと泡が出て、発酵してよく腐った。コクサギやハナヒリノキなどの有毒成分を含む植物も混じっていて、

殺虫剤の役割をした。また、わらと混ぜて牛に与えると、わらの方をよく残した。この採草によって低木の生育が抑えられ、美しいお花畑が山の斜面一帯に広がっていて、下の道から誰があがってきたのかも、よく見えたという。また、山小屋と測候所の間のくぼ地は盆花取りのために刈らずに残されていた。

参考までに、柴山は四合目の東側や、堂の谷の上の一帯で、春の3月に切って、秋までそこに積んで乾かしておき、ロープで引っ張って運んだ。四合目の東側の斜面と、堂の谷林道の上の斜面が茅場で、ここでは、背の高いススキ草原を放置して、よい茅を育てた。一合目より下は薪炭林で、焚き木やシイタケの原木に利用した。

山菜は、シュラでやまもり取った。昭和30年以前には、三、四合目に草刈り場を耕した畑があり、ソバ、ダイコン、ニンジン、ジャガイモなどが作られていた。

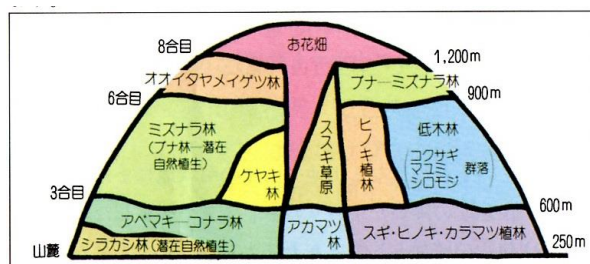
薬草は、滋賀県の「伊吹山薬草採集取締規則」（大正8年28種、昭和11年30種）があり、採る期間が決まっていた。草刈り場以外で、種が落ちた9月に採取がおこなわれた。薬草採りは、女性か子どもの仕事で、子どもも1日20束くらい採った。種類は、ヨモギ、トウキ、ジュウヤク、ウツボグサ、ゲンノショウコ（お茶）などがわかりやすくよく採取された。風呂に入れる薬草を、家で干して、刻んでブレンドし、冬仕事として南京袋に入れて、大八車で長浜まで売りにいった。また、対山館や滝沢さんなどの薬問屋に買い取ってもらい、伊吹小学校では、近年まで夏休みの宿題として薬草を集めていた。



写真10 シュラを担ぐ人
(上野区提供)

図5 伊吹山植生模式図

出典：『伊吹山ミニ事典』1994



4. 現状・課題

(1) 保全

植物群落の現状と課題を整理すると以下のとおりである。

①近年の植物群落の変遷

伊吹山の山頂草原植物群落（お花畑）は、山頂の急傾斜地や露岩地などを除き、その多くが採草など人による干渉の影響を大きく受けて維持されてきた。しかし、昭和30年代後半以降、採草がおこなわれなくなったことや気象条件の変化等により、草原植物群落の遷移が進行し、群落構成が変化している。その結果、樹林化やササ繁茂によって、植生は単調となり、山地草原の植物種の多様性が減少している。

5合目から山頂部にかけての草原植物群落の状況について、昭和52年（1977）の植生図（図6）と平成20年（2008）の植生図（図7）を比較してみると、草原植物群落の面積が約30%減少している。平成14年の植生図（図8）もこの傾向を支持している。

こうした状況に対応するため、昭和47年に結成された「伊吹山を守る会」では、青年団や婦人会をはじめとする各種団体の協力により、毎年状況に応じて0.1ha～2.65haの低木林やチシマザサ等の伐採を実施し、これらの事業の実施後は数年のうちに草原植物群落が復元するなど、遷移対策として一定の成果をみてきた。また、伊吹山自然再生協議会では、伊吹山を守る会の取組をまとめた『伊吹山お花畑保全事業の歩み』（伊吹山を守る会、平成18年）や『伊吹山自然再生事業実施計画』（滋賀県・米原市、平成21年）などを踏まえ植生遷移対策の統一的なルールとして、平成24年に『植生管理の基本ルール』を策定した。今後も、近年新たに課題となっている獣害等の影響を踏まえつつ、基本ルールに則った管理が必要とされている。

②山頂部の観光地化による重要植物・植生等への影響

山頂には、年間を通じて30万人前後の観光客・登山客が訪れるため、踏跡群落化、外来植物の繁茂、人為植栽などのさまざまな問題が発生している。特に来訪者が多く、重要植物が影響を受けている区域として、山頂ドライブウェイ沿いと山頂山小屋付近、山頂登山道沿いがあげられる。

これらの課題解決のため、「伊吹山自然再生事業実施計画」に従い、山頂ドライブウェイ沿いに重要種保全区域（立入制限区域）を設け、啓発のための案内板や保護柵を設置している。この対策は猛禽類の保全も兼ねている。また、山頂山小屋付近の登山客利用エリアには、踏みつけを防止することによる植生復元区域が設けられている。山頂登山道においては、ルートの拡幅がみられるところには、木道や丸太階段が設置され、歩道幅の現状維持により、踏跡群落化や外来植物の生育地拡大を防ぐ措置が取られている。

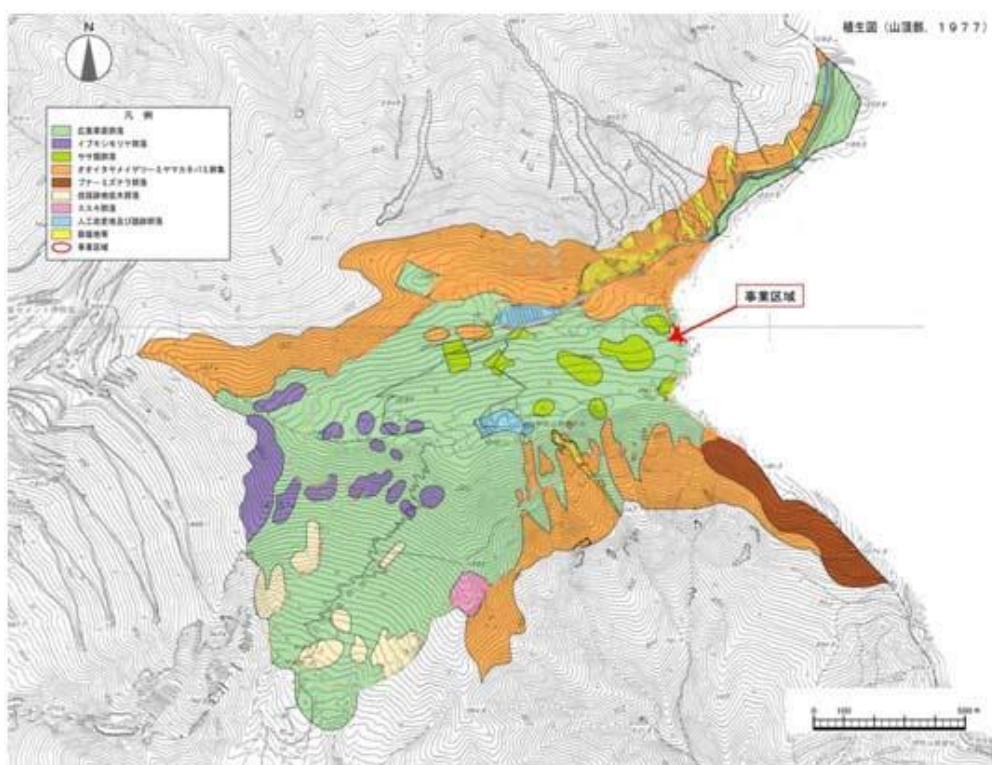


図6 山頂植生図 (1977年)

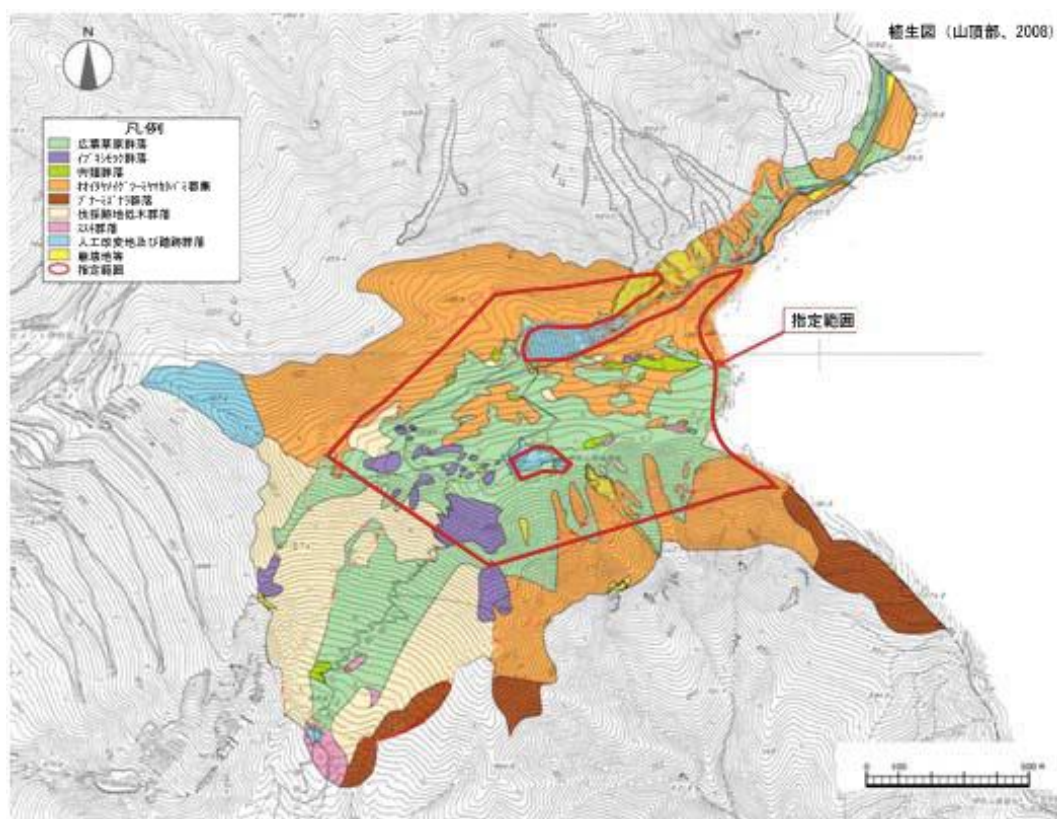
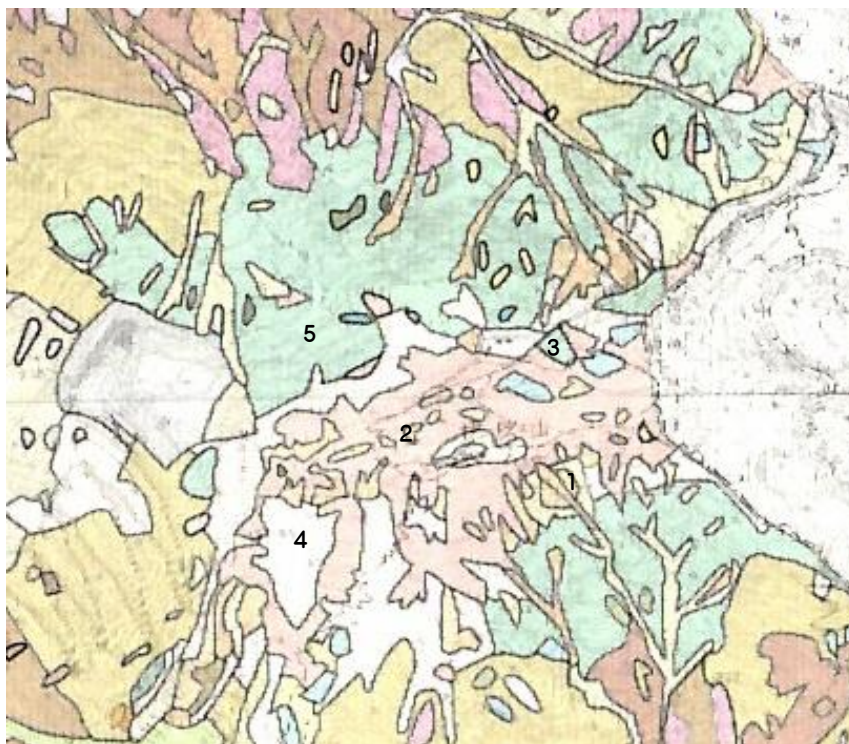


図7 山頂植生図（2008年） 出典：「伊吹山自然再生事業実施計画」2009 滋賀県・米原市



1. 広葉草原、2. イブキシモツケ群落、3. イブキザサ・チシマザサ群落、
4. タニウツギ群集マルバマンサク亜群集・タニウツギ群集サラサドウダン亜群集・シロモジ群落・コクサギ群落・マユミーコバノクロウメモドキ群落、5. ミヤマカタバミ・オオイトヤマメイゲツ群落

図8 山頂植生図（2002年）

出典：『伊吹町エコミュージアム構想 生態系調査報告書 2002年度』2002 伊吹町

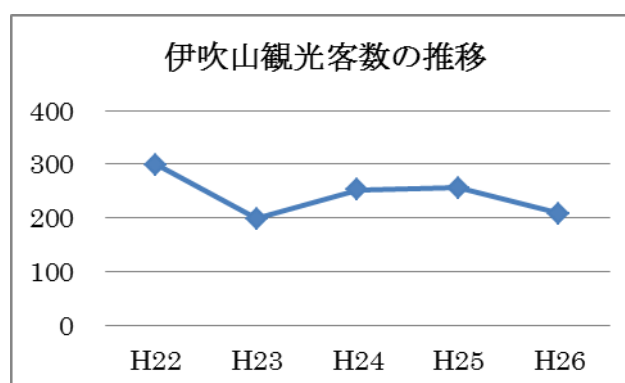


表4 伊吹山観光客の推移
(米原市経済環境部商工観光課調べ)

③外来植物の進入

山頂登山道ならびに山麓からの登山道沿い、山頂山小屋周辺、眺望点などの踏みつけが発生する場所に、セイヨウタンポポやナガハグサなどの外来植物の分布が集中している。このまま観光客の利用集中が進めば、踏跡群落や裸地が拡大し、在来種と外来種の雑種化、繁殖力の旺盛な新たな外来種の侵入等が懸念される。

保全活動団体等による外来植物の抜き取りがおこなわれているが、抜き取りによる新たな攪乱なども懸念され、科学的根拠に基づく慎重な対策が必要とされている。②の保全区域や復元区域でその効果についての試験がおこなわれている。これらの試験結果を踏まえた外来植物の対策計画策定が求められている。

④純群落を形成する種の繁茂

単純な植物群落を形成する種（アカソ、フジテンニンソウ）の繁茂が著しく、現在では両群落が山頂草原植物群落の大部分を占めている（図 10・11）。アカソ群落は西登山道沿いに広く分布しており、西登山道と中央登山道の間ならびに山頂東側において、特に広い群落を形成している。フジテンニンソウ群落は、西登山道の西側（採石場側）において、特に広い群落がみられる。

平成 27 年、これら、純群落を形成する種の対策として、成長の最盛期において、手作業による引き抜き、手作業による選択刈取り、機械を使った全面刈取りの比較実験がおこなわれ、経過観察中である。さらに、事前調査として、アカソ 9 区画、フジテンニンソウ 12 区画で、種ごとの被度・高さ・ニホンジカの食害の程度などが記録された。その結果、アカソ区では被度の 87.7%をアカソが占めていたが、79 種が出現した。被度の 76.7%をフジテンニンソウが占める区画でも、90 種が出現した。

出現種の中には、下記のような希少種・重要種が含まれている。

アカソ区（30種）

クサタチバナ・サラシナショウマ・コバノミミナグサ・マメグミ・イワアカバナ・アカショウマ・シモツケソウ・セリモドキ・トモエソウ・シオガマガク・ルリトラノオ・オオヒナノウスツボ・メタカラコウ・クガイソウ・イブキハタザオ・ツルキジムシロ・ミツバベンケイソウ・ミヤマコアザミ・オオバギボウシ・イブキトリカブト・オオマムシグサ・グンナイフウロ・コイブキアザミ・イブキシモツケ・イブキトラノオ・エゾヒメクラマゴケ・カノコソウ・アカヒダボタン・オオヨモギ・ヤマネコソウ

フジテンニンソウ区（38種）

オオヨモギ・エゾノタチツボスミレ・キヌタソウ・シモツケソウ・ツルキジムシロ・オオヒナノウスツボ・セリモドキ・イブキシモツケ・メタカラコウ・ショウジョウスゲ・コバノミミナグサ・ヒヨクソウ・イブキトリカブト・ミヤマコアザミ・コイブキアザミ・チシマカニツリ・イブキハタザオ・ルリトラノオ・イワアカバナ・ミツバベンケイソウ・ワレモコウ・グンナイフウロ・クモキリソウ・コバノクロウメモドキ・シオガマガク・ツリガネニンジン・オオマムシグサ・リンドウ・イブキノエンドウ・

クサタチバナ・サラシナショウマ・カノコソウ・ヤマネコノメ・アカショウマ・オオバギボウシ・タムラソウ・コオニユリ・ハナワラビ

アカソ・フジテンニンソウの繁茂する植生の下にも、多くの希少種・重要種が存在することが明らかとなった。

⑤ニホンジカの採食などによる被害等

平成 20 年頃から、それまではニホンジカの採食が見られなかったような場所で食害が見られるようになり、特にニッコウキスゲの多くの株で花が採食により全くみられないという事態が生じた。このため、伊吹山自然再生協議会が中心となり、平成 23 年にニッコウキスゲ群落の 5 か所に、採食を防ぐ植生防護柵を設置した。適切に管理された柵では採食がなく、翌年から柵内の株は順調に生育し開花も見られている。

その後も山地草原植物群落におけるニホンジカの採食の影響は強まる一方で、平成 26 年の調査では、アカソ群落やフジテンニンソウ群落の拡大についても、ここ数年のニホンジカの採食圧が大きな要因と考えられるという調査結果が出た。また、採食だけでなくニホンジカやイノシシの踏圧や掘りかえし等による影響も多くみられる。

獣害の始まった初期（平成 20 年頃）には、嗜好性の高い植物（ニッコウキスゲ、オオバギボウシ、シシウド等）が採食対象となっていたが、平成 26 年の調査時には、段階的に、中間種（嗜好種と不嗜好種との間の種）も採食対象となり背丈が低くなり、中間種が食べられて不嗜好種のみで構成され、さらに、掘り返しなどの裸地に不嗜好種が侵入し、純群落を形成していることが観察された。これらの結果、山頂全域において、かつてない規模の群落構成種の変化が生じている。

こうした状況に対応するため、植生防護柵の設置による保護とニホンジカの個体数管理を同時に進めることが不可欠となっている。植生防護柵については、平成 26 年に伊吹山自然再生協議会により、かつてシモツケソウやメタカラコウなどの群落が咲き誇っていた場所で緊急設置として植生防護柵を設置した。これらの結果、明らかに群落高が高くなり、嗜好植物についてもよく成長するなどの効果がみられている。

現在、伊吹山自然再生協議会を中心に、山頂一周を囲う植生防護柵の設置を計画しているが、植生防護柵の種類や設置には、気象条件や地形条件、生態系、景観への配慮を行い、また設置後においても適切な維持管理を行っていくことが重要である。

捕獲については、滋賀県から補助を受けた米原市鳥獣被害防止対策協議会において、ニホンジカ防除対策モデル事業として高標高域・奥山等の植生保全対策および捕獲方法の検討を実施し、この成果を受けて、平成 27 年度から滋賀県と米原市が伊吹山においてニホンジカの捕獲を進めている。個体数管理のためには、今後も捕獲圧を増やしていくことが必要である。



写真 11 西登山道植生防護柵設置前後の状況① 出典：伊吹山もりびとの会



写真 12 西登山道植生防護柵設置前後の状況② 出典：伊吹山もりびとの会



写真 13 シカに食べられたニッコウキスゲ



写真 14 ギボウシが食べられた山頂南斜面



写真 15 シカによる西登山道の斜面崩壊

写真 16 イノシシの掘り起こし跡

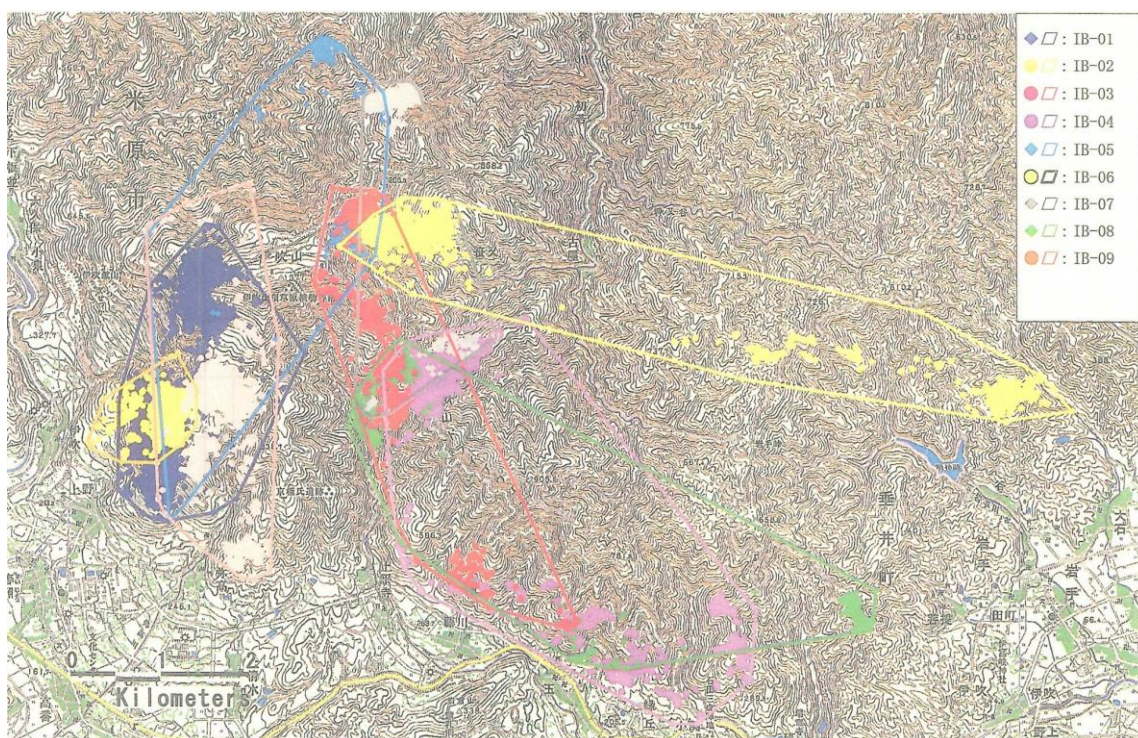


図9 伊吹山を中心とするニホンジカの移動 出典：米原市経済環境部林務課（写真・図）

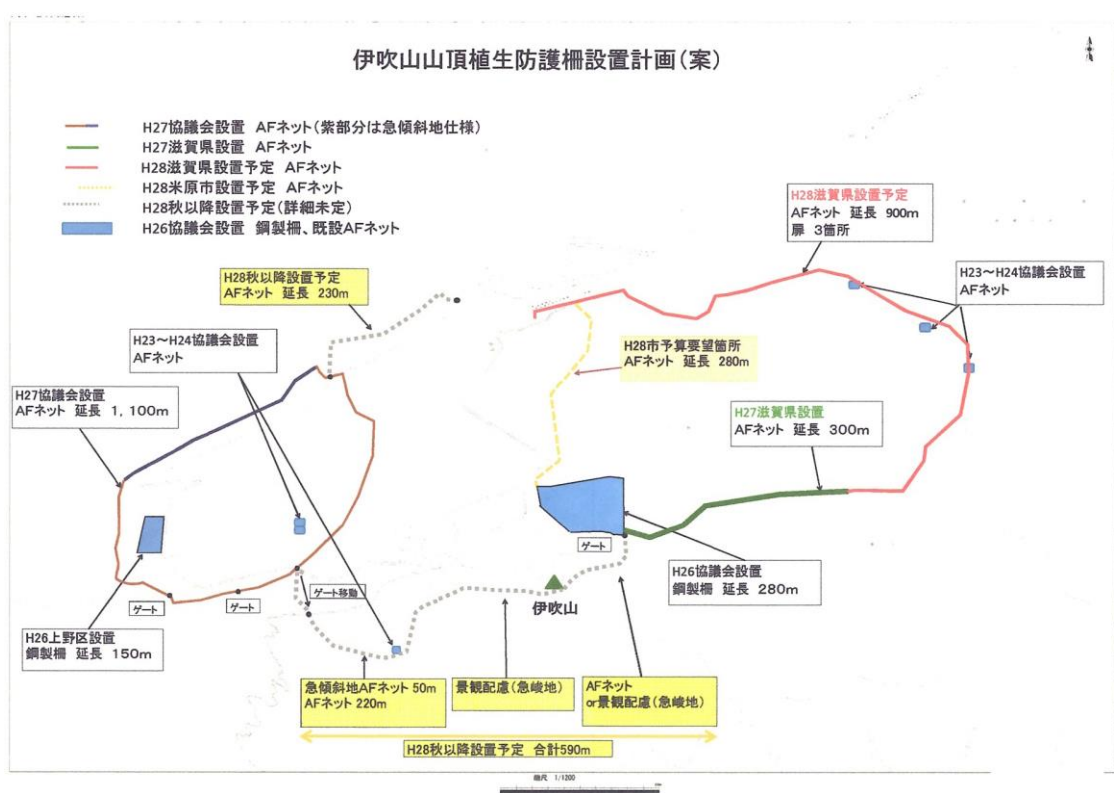


図10 指定地における植生防護柵の計画図 出典：米原市経済環境部環境保全課

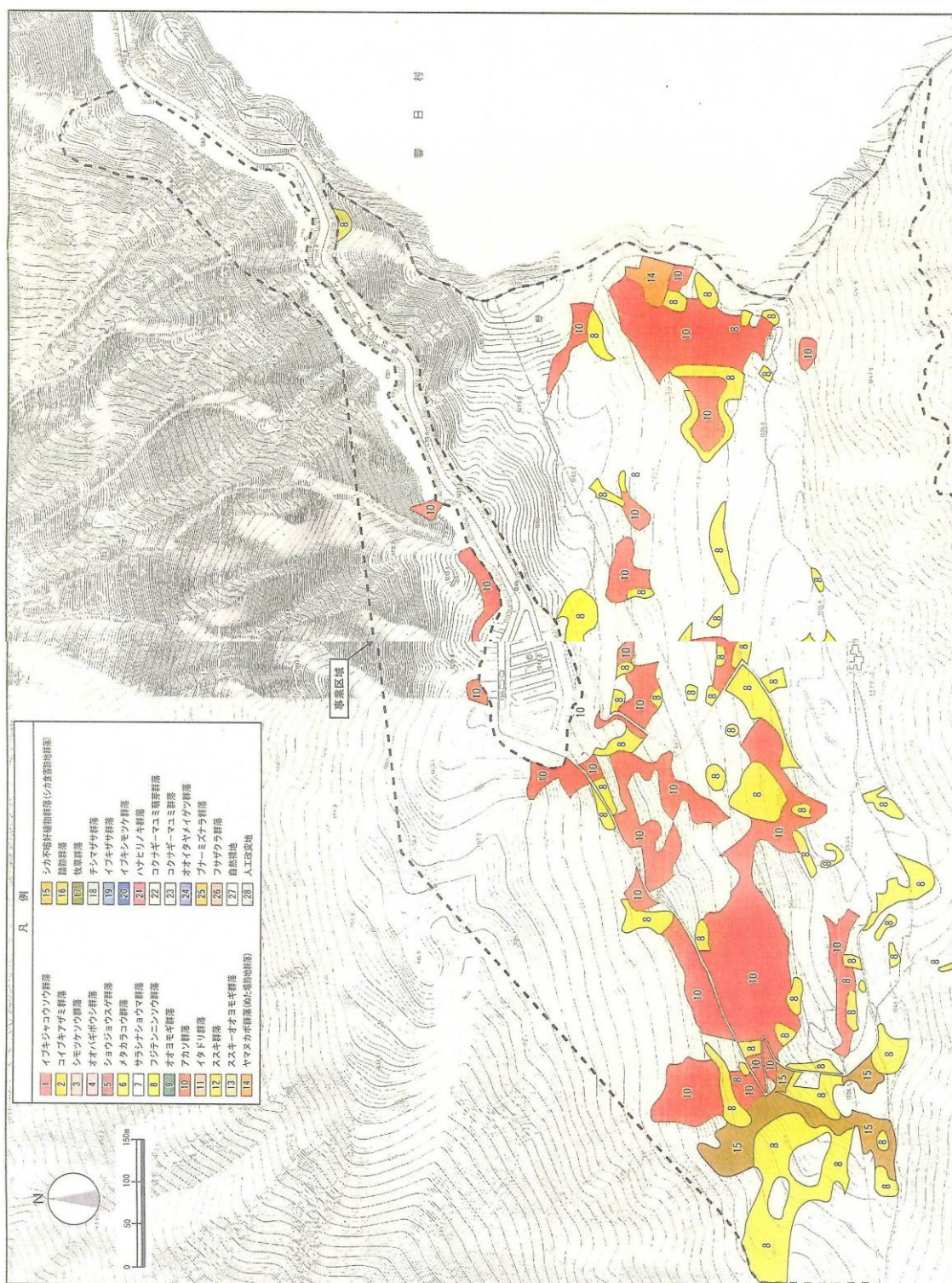


図 12 アカソ群落、フジテンニンソウ群落、獣害関係群落分布図

出典：「平成 26 年度伊吹山お花畑純群落対策調査検討業務調査結果報告書」

2014 伊吹山自然再生協議会

（２）活用

現在でも、さまざまな形で啓発活動や情報発信がおこなわれているが、天然記念物の保全を効果的におこなうために、来訪者に評価価値を伝え、その重要性を認識してもらうことを意図した体験型の観光（エコツーリズム）や啓発活動と情報発信が課題である。

逆に、登山者への注意をすべき行為として、天然記念物の現状変更および保存に影響を及ぼす行為について、火気使用、野営、山頂登山道など以外でのカメラ三脚などの設置、ごみなどの廃棄、動物への給餌、ペットの持ち込み、冬期以外のスパイクシューズによる歩行およびゴムを付けないストックなどによる刺突などがあげられる。これらの行為は天然記念物に影響を与えるものであり、周知徹底をはかる必要がある。

（３）整備

本植物群落の指定範囲内には、既設の工作物として、東・西・中央の登山道と、これに関わる木道・階段・誘導柵・説明板・植生防護柵・地下埋設物など、および、資材運搬用のモノレールがある。

山頂登山道沿いに林立していた看板等の工作物は適宜整理されているが、今後、デザイン等の統一を図り、一体感を創出する必要がある。東登山道などの歩道が荒れている箇所や土砂が流出している箇所には、木道や丸太階段などの設置が必要である。

電気のケーブルは、上野区から標高 1,300m 付近までは地上、そこから山頂までは地下ケーブルの埋設となっている。ドライヴウェイ駐車場からも、地下ケーブルが山頂に通っている。山小屋付近は複雑に地下ケーブルが埋設されている。植生防護柵等の設置計画がある場合は、関係者と現地確認をおこなうこととし、関西電力株式会社彦根ネットワーク技術センターも、立会いを了解していることから、現地協議を確実にこない、事故のない、安全な作業を心がける必要がある。

（４）運営・体制の整備

伊吹山の保全には複数の団体に関わっているが、その活動は統一見解のもとで計画的におこなわれることで、保全活動の効果も上がると考えられる。現在、伊吹山自然再生会議が組織され、全体構想を作成し、自然再生に向けた協議をおこなうとともに、その構成員は、全体構想実現のために自主的、積極的にそれぞれの役割を果たさなくてはならない。

天然記念物の保全を担う米原市教育委員会も構成員のひとりであり、再生協議会とともに保全の方向性の統一と、保全事業の運営等に関する意思の疎通、情報の共有の方法を確立する必要がある。

伊吹山では、平成 26 年度に入山協力金募集の試験運用が始まり、翌年から正式に導入された。山頂駐車場では募金箱による徴収がおこなわれ、山麓登山口では徴収員を配置して徴収されており、金額は 300 円が設定されている。その主な使途として、「お花畑（草原植物群落）の保全」「山頂トイレの管理・改修」「登山道・避難小屋の管理・改修」などがあ

げられている。協力金については、伊吹山自然再生協議会においてその使途が協議され、米原市により運用されている。

また、講習会などを開催し、地元地区や保全活動団体の人材のレベルアップをはかるとともに、保全事業の円滑な進捗をはかる必要がある。さらに、監視や指導、天然記念物の重要性を周知するためのレンジャーの育成と配置が求められている。

5. 基本方針

(1) 基本方針の概要

本保存管理計画においては、以下の3点を基本的方針とする。

ア. 本植物群落の価値を確実に将来に継承することを目的とし、いかなる行為もこれを妨げるものであってはならない。

そのためには、管理の方法としては

- ・ 科学的な調査に基づく、順応管理を基本とする。
- ・ 植物群落のみならず動物群集も含めた生態系全体の保全を基本とする。
- ・ 指定地外の自然環境との一体的な保全を基本とする。

イ. 観光地としての側面を尊重し、植物群落の保存と抵触しない範囲での観光利用を認める。

ウ. 過去に実施されていた採草行為を正しく評価し、これに代わるべき行為を**保全**の中に位置づける。

(2) 植物群落の保全

本植物群落の保全については、植物群落の実態を科学的に把握し、その特性を理解したうえで検討・決定することが本来である。ただし、800,000 m²弱の広大な面積に、多くの植物種が生育すると言われる本植物群落の実態を把握するためには、計画的、長期的な調査が必要となる。また、植物群落の実態については科学的に不確定な事象も多く存在することから、モニタリング調査をおこないつつ、より適切な管理方法を探る順応的管理が必要である。従って、ここで定める保全の方針とは、現状での理解による最善の方法を示すものであり、今後、本格的な調査を実施し、あるいは、モニタリング調査の結果を解析することによって、より適切な保存管理計画の方針を検討・策定すべき必要性を最初に記しておく。

さて、本植物群落は学術的価値が高い地域であり、かつ、その大部分が国定公園特別保護地区もしくは国定公園第2種特別地域となっている。また、管理・観察用の登山道や、物資運搬用のモノレールなどの工作物が一部に存在する以外、その指定範囲内には家屋などは営まれておらず、高い自然性を保つ地域であると認識できる。

本植物群落の保全は、そうした本質的価値および良好な環境を確実に次世代に継承することを目的とする。従って、その保全に関する基本方針は、現状の変更、および、その保存に影響を与える行為については、強くこれらを制限することを基本とする。

また、平成26年の純群落対策調査では、植物群落（お花畑）におけるニホンジカの採食圧による影響は、早急に対応すべき段階に来ていると考えられた。植生防護柵でニホンジカの採食を防除しなければ、メタカラコウやクサタチバナ、キオンといったニホンジカの嗜好種で構成されるお花畑ができることになる。また、フジテンニンソウについてはニ

ホンジカの不嗜好種であることとその生態的特性から考えて、部分的に抑制対策を実施してもニホンジカの防除なしでは、生育範囲は拡大の一途を辿ることが予想される。採食圧だけでなくニホンジカやイノシシの踏圧や掘り返し等も要因ではないかと推察されことから、早急な獣害対策を講じる必要がある。

（３）伊吹山の生態系

伊吹山は動物相も豊かで、伊吹山に生息する動物でよく見られるのは、哺乳類では、ニホンジカ・イノシシ・テン・ニホンイタチ・アナグマ・キツネ・タヌキ・ムササビ・ノウサギのほか、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型哺乳類があげられる。



写真 17 ニホンカモシカ 写真 18 ツキノワグマ 出典：(株)イーグレット・オフィス

鳥類としては、15 目 39 科 117 種が確認されている。山頂の笹藪などではウグイス・カヤクグリ・コマドリ等が確認されているほか、食物連鎖の頂点に立つイヌワシ・クマタカ・オオタカなどの大型猛禽類も少数がみられる。両生類・爬虫類も多く、昆虫類としては、採集記録のある種を合わせると「滋賀県レッドデータブック」掲載のほとんどの種が産し、伊吹山の昆虫相の豊かさを示している。また、植物相にもあてはまるが、伊吹山はその地理的な位置から東日本系の種と西日本系の種の分布の接点として生物地理学上特筆すべき地域で、特にチョウ目のオオミスジなど、この山を分布の南西限とする種が多い。北方系のチョウが記録されているほか、ダイミョウセセリの関東型と関西型の分布境界域でもある。さらに、頂上付近では、平地に産する



写真 19 イヌワシ



写真 20 ヒメボタル 出典：金尾滋史

ものより大型化するヒメボタルが多産することでも知られている。また、イブキヤマヒサゴメツキやイブキヒメギス・イブキヤブキリ・イブキスズメなど、固有種ではないが和名に「イブキ」を冠した種も多い。さらに、伊吹山は陸産貝類においても固有性の高いことで知られている。環境省レッドリストで絶滅危惧種ⅠB類、滋賀県レッドデータブックで絶滅危惧増大種に指定されているヤコビマイマイは、伊吹山にしか生息しない固有種である。伊吹山地から鈴鹿山脈北部にかけての石灰岩地域に固有なミカドギセルガイ・シリボソギセルガイをはじめとする多様な陸産貝類が、特に山頂部周辺の石灰岩地には多数生息し、しかも生息密度が高い種が多い。このように、伊吹山は全国的にも固有性が高い貴重な陸産貝類群集が見られ、複数の陸産貝類の種・亜種の基準山地となっていることや、固有性が高いと思われる未記載種の存在が確認されていることから、その学術性は極めて高い。伊吹山の貴重で豊かな動物相は、植物群落の維持と不可分の関係にあり、生態系全体の保護策を確立しなければならない。



写真 21 ミカドギセルガイ

（４）保存管理の基本方針

本植物群落は、第３章で述べたとおり、伊吹山で保護されている多くの植物があり、多様な植物相が維持されている本質的な価値を有する。指定の説明にあるとおり、これらは「日本では希少な山地草原が発達し、伊吹山固有植物、北方系植物等、多様な植物が群生しており、学術的価値がきわめて高い地域」である。一方、伊吹山は年間を通じて 30 万人前後の観光客が訪れる米原市内でも屈指の観光地となっている。従って、その保存管理計画については、一方的な規制・管理のみではなく、適切な保全の方法と適切な活用の側面を両立させることが必要である。

ここで扱う活用とは、学習の場を提供するエコツーリズムに代表される現代的な意義での活用であり、エコツーリズムの場としての観光も含めて、これまでの伊吹山での実績に基づいた活用をおこなう。伊吹山のお花畑は、８月のシモツケソウの群落が印象的な景観として、観光客も受入れ側にも認識されているが、季節ごとに咲き誇る種、石灰岩地や日向日陰など様々な生活環境に適応した種、貴重種などの多様性を知ってもらう学習の場として、学校教育的あるいは生涯学習的な観光を構築する。多種多様な植物群落が本質的価値であり、その重要性を周知し、山に関わるものも利用者も、ともに保存の意識を高揚させることを目的とするものである。多くの人が伊吹山の価値に気づき、大切さをアピールし、季節ごとに繰り返し訪れるような、山麓の諸施設や文化財・景観なども含めた滞在型の観光を目指していく。

そのためにも、保全の方針とは別に、保全・整備・活用に関する基本方針を検討し、こ

のなかで、観光客の受け入れに関する基本的な方針を定めるとともに、これを周知・徹底させる方策を講じる必要がある。さらに、現状の山頂登山道や説明板などの施設についても、これらが適切に配置されているか、植物群落の保存にどのような影響を与えているかなどの検討を加え、これによって必要と認められた施設などについての在り方と、維持・管理などの方針を定める必要がある。むろん、植物群落をき損し、保存への影響が考えられるものであってはならない。

さらに、伊吹山には江戸時代から昭和 30 年代中頃まで採草地として地元住民が利用してきた歴史がある。指定地内もその例外ではなく、草原植物群落は特徴的な自然環境とともに、人為的な行為が加わることによって維持されてきたという側面がある。採草がおこなわれてきた半人工的な植物群落の範囲と採草がおこなわれてこなかった自然群落の範囲を的確に把握し、それぞれの範囲に応じた管理方法を確立させる必要があり、このためにも本格的な調査・研究を進め、かつての草刈りの方法に学んで、種の再生を目指して管理をおこなうのが基本姿勢であろう。

また、採草がおこなわれなくなって以降、一部の範囲においてはササ・ススキ・低木などが繁茂するようになり、草原植物群落内にも浸入し、草原植物群落に影響を与えている。

「伊吹山自然再生事業実施計画」において実施の必要性が確認された植生復元事業については、その実施主体と計画性、実施方法、さらに、効果および影響を把握するモニタリング方法を検討したうえで、保全上必要な行為と位置づけることも必要である。

なお、指定地内には、一部の工作物が設置されている以外、良好な自然性を保つことから、保全については、現時点においては特に地区区分を設定せず、全体を一括として現状変更などの取り扱い方針および基準を定めるものとする。

6. 基本的な管理の考え方

伊吹山自然再生協議会は、伊吹山に関わる保全活動団体、自然環境に関し専門的知識を有する者、地域住民、関係企業、関係行政機関および関係地方公共団体、公募した県民など多様な関係者により構成されている。現在の構成員は以下の通りである。

天然記念物の保存と管理の主体は、米原市教育委員会事務局文化財主管課がおこなうが、協議会の構成員が手を取り合って進めていく。

表5 伊吹山自然再生協議会構成員

・ 地元代表
上野区、ユウスゲと貴重植物を守り育てる会
・ 学識経験者
・ 公募委員
・ 事業者
山頂山小屋組合、日本自動車道(株)、ピステジャポン(株)、ブルースカイクラブ、滋賀鉱産(株)、近江鉱業(株)
・ 市民団体等
伊吹山もりびとの会、伊吹山ネイチャーネットワーク 伊吹山を守る会（岐阜県揖斐川町・岐阜県関ケ原町）
・ 行政機関
環境省近畿地方環境事務所 文化庁文化財部記念物課 岐阜県環境生活部自然環境保全課、岐阜県揖斐事務所環境課 長浜市都市建設部都市計画課 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、滋賀県湖北環境事務所 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 米原市経済環境部環境保全課、米原市経済環境部商工観光課、米原市経済環境部林務課、 米原市地域振興部伊吹自治振興課 米原市教育委員会事務局歴史文化財保護課

7. 保存・現状変更の取り扱い基準

(1) 許可を受けることを要する行為

①方向性

本植物群落の指定地内で、その現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その価値を適切に保存するため、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、現状変更などの許可を必要とする。本節においては、指定地内において想定される行為について、その現状変更などに関する取り扱いの基本的方針を定める。ただし具体的事案に当たっては、文化庁、滋賀県教育委員会、および、米原市教育委員会との協議により、その取り扱いを決定するもので、その指示事項に従うことが基本となる。事業計画の内容によっては、伊吹山自然再生協議会において検討し、意見具申をおこなうことにする。従って、その行為の計画段階から連絡調整を緊密におこない、伊吹山自然再生協議会の席上で報告されることが望ましい。以上のように十分な協議・検討の時間を確保する必要があるとともに、その行為に対する責任の所在を明確にする必要がある。

また、ここに定める以外の行為については、原則として許可されない行為とするが、具体的には文化庁、滋賀県教育委員会、および、米原市教育委員会との協議により、その取り扱いが決定されるものである。現状変更に関する手続きと配慮の流れを図13に示した。

以下、想定される行為に対する方針（方法）を説明する。

②土地の形状・土壌の性質を変更する行為

土地の形状・土壌の性質を変更する行為、および、他所からの土壌・土砂を持ち込む行為は原則として認めない。特に、建物および工作物の改修や除去に際しては、その工法や工具を含めて十分な注意が必要である。

ただし、次の各項に該当するものについては、この限りではない。

ア．天然記念物の維持および保存および安全確保のためにおこなわれる、やむを得ない行為

イ．その他、米原市教育委員会が必要と認めた場合。

③建築物の新築

建築物の新築については認めない。

④工作物の設置

大きな工作物の設置については、原則として認めない。

ただし、安全上必要と認められる場合、および、天然記念物の保全などに必要と認められる場合は、この限りではない。また、既存の工作物で不要となったものは、必ず設置者が撤去し、景観を守る。

⑤工作物の改修

本植物群落の指定範囲内には、既設の工作物として、東・西・中央の登山道と、これに関わる木道・階段・誘導柵・説明板・植生防護柵・地下埋設物など、および、資材運搬用

のモノレールがある。

誘導柵・説明板などの本植物群落の保全上必要と認められ、かつ自然再生協議会で認められたる工作物については、掘削を伴わず、土地に影響を与えない範囲での簡単な補修は日常における維持管理に関する行為とし、現状変更の対象外とする。

山頂登山道および、その他の必要とされる工作物については、同位置、同規模、同一構造によって保守・補修がおこなわれる場合は、天然記念物の保存に影響を与えないものに限る、認めることができるものとする。

一方、これら工作物の内容・規模・構造などに変更がある場合は、特に必要と認められる場合を除き、これを認めない。

なお、既設の工作物が破損するなど、これを必要としない状況となった場合は、工法などを確認のうえ、これを除去するものとする。

いずれの場合にあっても、草原植物群落への影響を最小限に抑えることは言うまでもなく、現在の外観意匠を踏襲するなど、景観面においても配慮する必要がある。

⑥土壌・岩石などの採取

土壌、岩石などの採取は原則として認めない。

ただし、次の各項に該当するものについては、この限りではない。

- ア．天然記念物の維持および保存および安全確保のためにおこなわれる、やむを得ない行為
- イ．草原植物の維持および保存を目的として、公的に認知された研究機関もしくはそこに属する研究者が学術的におこなう場合
- ウ．その他、米原市教育委員会が必要と認めた場合

⑦動物の捕獲等（捕獲等：補殺も含む）

動物の捕獲等は原則として認めない。

ただし、次の各項に該当するものについては、この限りではない。

- ア．外傷・疾病などの動物の保護および捕獲等
- イ．生態系に悪影響を及ぼす動物および移入動物などの捕獲等
- ウ．公的に認知された研究機関もしくはそこに属する研究者がおこなう研究活動で、天然記念物に与える影響が軽微で、かつ、その研究成果が天然記念物の保存上有益と判断できる動物の捕獲等
- エ．その他、米原市教育委員会が必要と認めた場合

⑧植物等の採取

植物・昆虫類の採取は原則として認めない。

ただし、外来植物など有害と認められる植物を除去する場合については、この限りではなく、米原市教育委員会が方法などを確認したうえで、管理行為を含めて扱いを検討する。

また、公的に認知された研究機関もしくはそこに属する研究者がおこなう研究活動で、天然記念物に与える影響が軽微で、かつ、その研究成果が天然記念物の保存上有益と判断

できる場合についても、許可できるものとする。

その他、米原市教育委員会が必要と認めた場合についても、認めることができるものとする。

なお、山頂登山道における安全な歩行を確保する目的で実施される刈り込みについては、日常的に実施する維持管理として規定し、現状変更の対象とはしない。

⑨動植物の持ち込み

動植物の持ち込みについては、原則これを認めない。

また、植物については、本来の種と交雑する危険性が考えられ、動物については逸失したときに生態系への影響が大きいことから、指定範囲外の周辺地域においても、理解と協力を求める努力が必要である。

さらに、本来的に本植物群落に生育することが確認されている植物であっても、これを指定地内に再植・補植する場合については、「伊吹山自然再生協議会」において十分に議論され、必要と認められた場合を除き、これを認めないものとする。

同じ種であっても、指定地以外からの持ち込みは許可しない。また、伊吹山で採取していったん山から降ろし、一度保管していた種子を戻す行為は、厳密な管理上のものであっても、これを認めないものとする。

ただし、米原市教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

⑩指定範囲への立ち入り

草原植物群落指定範囲への立ち入りについては、定められた山頂登山道などおよび休憩所以外については、原則として認めない。

ただし、米原市教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

なお、許可を得て、立ち入りが認められた場合は、付加された条件を厳守するとともに、立ち入りなどに当たっては、米原市教育委員会が発行する許可書を携帯し、腕章などを身につけるものとする。さらに、立ち入ったうえ、何らかの行為を実施する場合は、①責任者の氏名（団体の名称）、②連絡先、③行為の内容、④実施期間、⑤許可番号などの必要な事項を記した書面を掲示もしくは、常に提示できる状態とする。

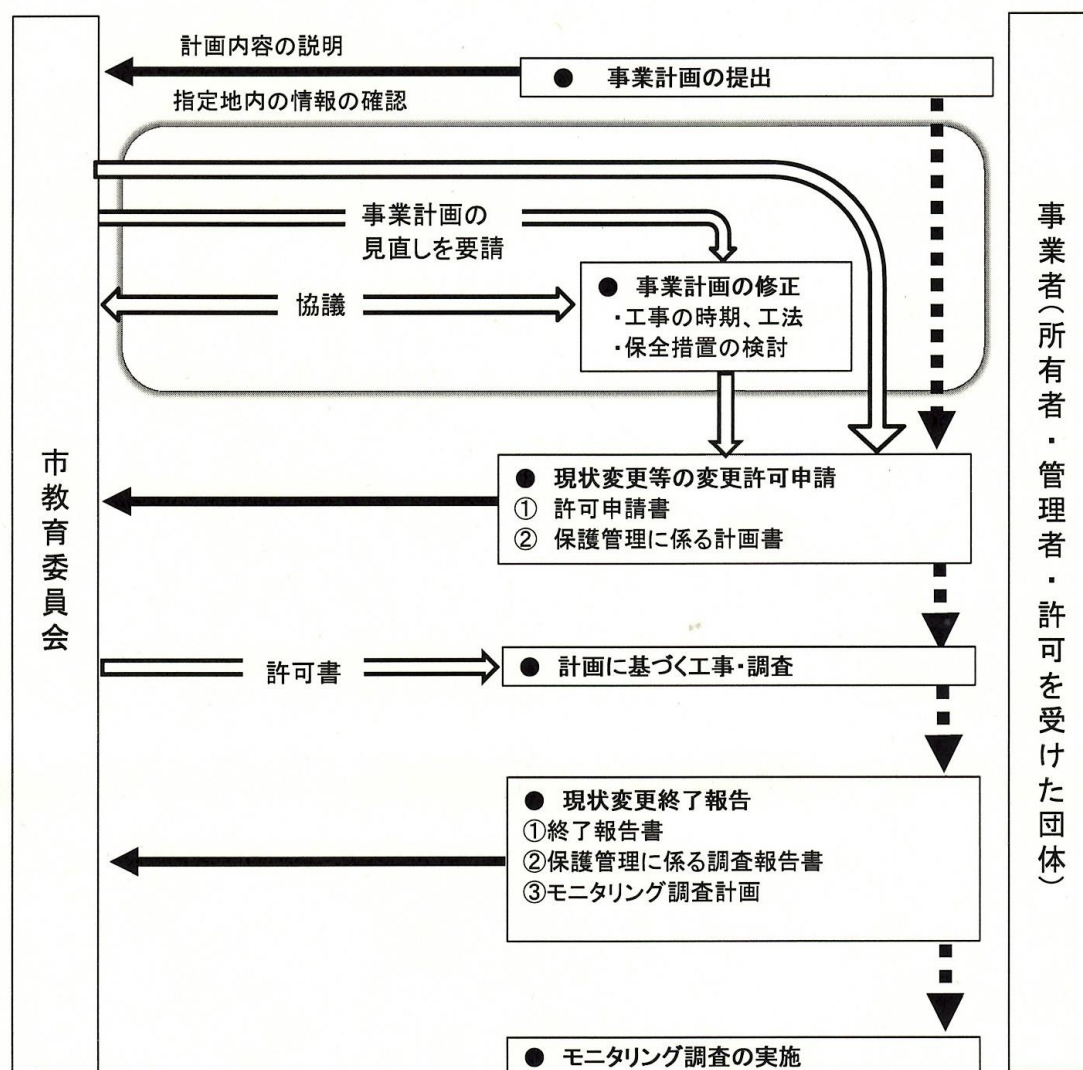


図 13 現状変更に関する手続きと配慮のフロー

（２）許可を受けることを要しない行為

①方向性

文化財保護法第125条第1項ただし書きおよび特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則第4条により、現状変更または保存に影響を及ぼす行為のうち、次の各項に該当するものについては許可を要しないものとする。

ただし、これらの行為をおこない得るものは米原市教育委員会および所有者を原則とし、これ以外のものがおこなう場合は、米原市教育委員会と事前協議をおこない承認を得るものとする。

②非常災害のために必要な応急措置をとる場合

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合、あるいは二次災害の発生を防止する場合にとる応急的な措置。

ただし、災害復旧にかかる、恒常的な施設の設置などはここに含まない。

③天然記念物の保存への影響が軽微な場合

ア．ごみなどの除去に必要な立ち入り

イ．注意喚起などのための必要な立ち入り

ウ．その他、日常的に実施している維持管理に関する行為

（３）日常的に実施する維持管理の位置づけ

①方向性

保存のために必要と考えられる日常的な維持管理の行為については、自然再生協議会で協議して判断するものとし、必要とあれば、米原市教育委員会と協議する。

また、以下のとおり定めるものとする。

②植物群落の保全・復元行為

「伊吹山自然再生事業実施計画」において位置づけられ、草原植物群落の保全・復元をおこなううえで必要および有益と規定された、「ササ・低木などの植生遷移対策」、「重要植物・植生などの保全対策」、「外来植物侵入対策」にかかる行為で、滋賀県教育委員会および米原市教育委員会が認めた団体が、あらかじめ許可された全体計画に従い、適切な管理体制のもとで実施する個別の行為。および、この行為の効果を判定するためにおこなわれるモニタリング調査。

ただし、全体計画については、あらかじめ「伊吹山自然再生協議会」の合意を得ることとし、年に1回の全体計画（再生事業実施計画）でまとめられた内容を現状変更申請して（権限移譲の範囲内）、全体で許可を得て、個別の事業については日常的管理行為とする。上でいう適切な管理体制とは、「伊吹山自然再生協議会」が指導および管理をおこない得る体制をいう。

また、こうした行為であっても、文化庁、滋賀県教育委員会、および、米原市教育委員

会が、天然記念物伊吹山草原植物群落の保存に影響があると認めた場合は、行為の中止を命じるとともに、改めて、「伊吹山自然再生協議会」において内容の検討を求めるものとする。

③工作物の簡易な補修行為

誘導柵・説明板などの保全および普及啓発上必要と認められた工作物の簡易な補修にかかる行為。ただし、建て替えや山頂登山道本体の補修など、土地に対する行為を含むものは、この限りではない。

④登山道の安全な通行確保に伴う行為

山頂登山道の本体およびその周辺において実施される、山頂登山道の安全な通行確保を目的とする刈り込みについては、天然記念物に与える影響が大きいことから、米原市教育委員会および所有者もしくは、米原市教育委員会が適当と認めた団体および個人がおこなう場合に限り、その必要性を加味したうえで、日常の維持管理行為と位置づける。ただし、この場合においても、全体計画および実施方法などについて、あらかじめ「伊吹山自然再生協議会」で検討した内容に限るものとする。また、天然記念物の保存に影響が認められる場合は、直ちにこれを中止するものとする。

⑤その他、必要と判断された行為

米原市教育委員会および米原市教育委員会が認めた団体・個人がおこなう、ごみなどの除去、および、注意喚起などの行為、その他、必要と判断された行為。

8. 運営・体制の整備

(1) 方向性

天然記念物の保全は、所有者とともに米原市教育委員会が、滋賀県教育委員会および文化庁の指導を得つつ実施することを基本とする。

(2) 方法

天然記念物の指定範囲が自然公園に含まれることから、自然公園関連部局との連携を持ち、自然保護行政と一体となった保全をおこなうことも不可欠である。さらに、多くの観光客を集める地域でもあることから観光部局や観光事業者、石灰岩の鉱山地帯でもあることから産業行政部局や鉱山事業者、広域におよぶ影響を考慮する必要から近隣行政体などとの連携を密におこなう必要もある。

協力金徴収のための啓発や人員の確保、将来的なレンジャーの配置、植生防護柵のメンテナンスなど、詳細にわたる課題は多く、現時点において、いくつかの団体がその保護や啓発の活動を実施している。そうした団体との相互連絡をおこない、その活動を保全の中に位置づけられるよう調整する必要がある、科学的な保全を必要とすることから、植物群落や動物群集に関する専門家の指導・助言を得る体制を持つことも必要である。

現在、こうした総合的な連携の場として「伊吹山自然再生協議会」が存在することから、保全については「協議会」で十分に協議し、関係者の共通認識のもとで円滑な保全を推進するとともに、こうした「協議会」を継続的に運営しうる体制を形成することが肝心である。

草原植物群落の保全に関する施策の実施計画の策定や実施については、天然記念物を主管する米原市教育委員会事務局文化財主管課と伊吹山自然再生協議会との関わり方を整理し、自然再生協議会の中での摺合せと整理が必要であり、役割分担を明確にする必要がある。ひとつ、植生防護柵の設置や入山協力金の取り扱いについても、自然再生協議会のなかで協議し、適正な保全を図っていく。

さらに、計画実現に向けた経過観察を自然再生協議会構成員全員で確認する必要がある、保全・活用・整備・体制に関する実現状況を把握するための指標、期間、手法を明示する。

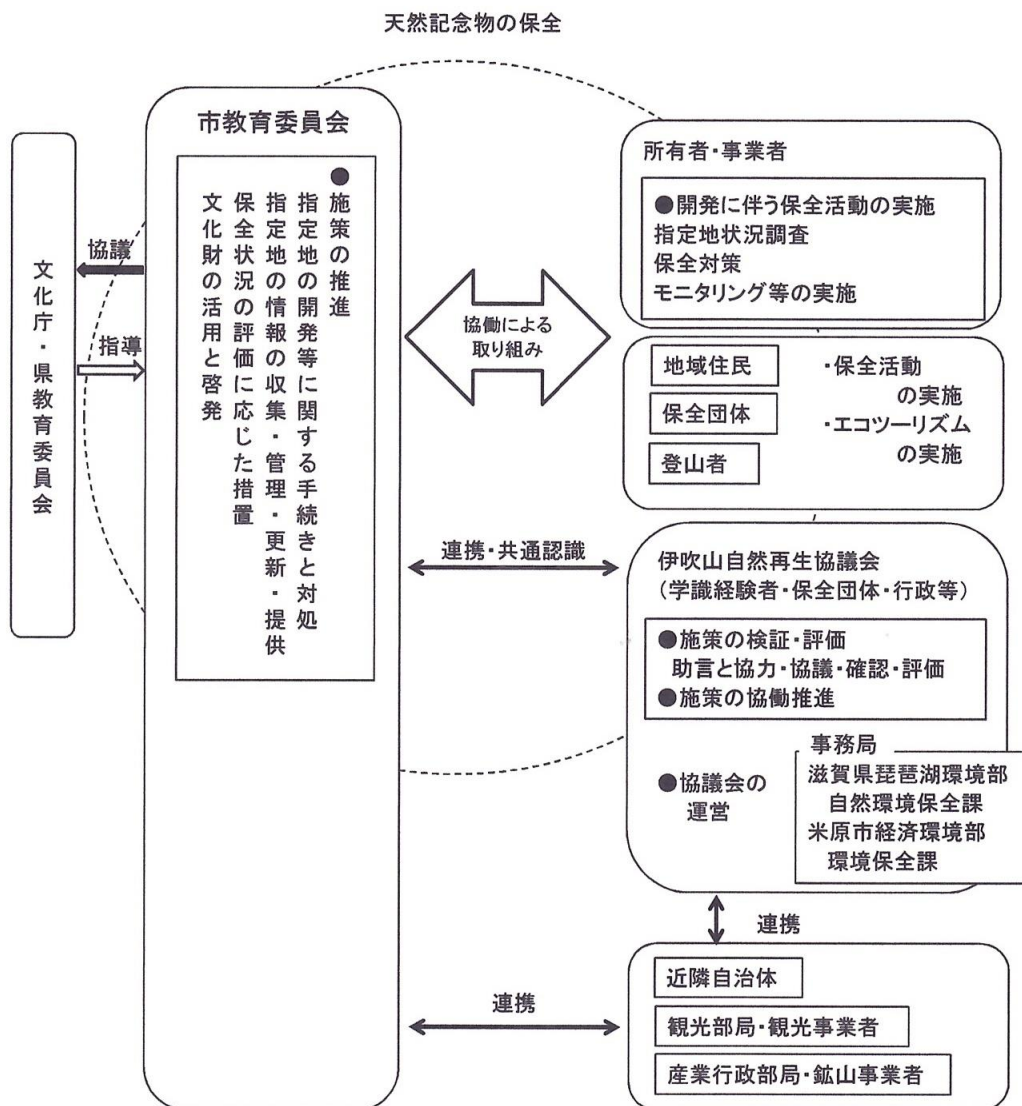


図 14 保全活動の体制図

9. 保全・整備・活用に関する基本的な考え方

(1) 方針

本植物群落については、これを保全し次世代へ確実に継承することが基本であり、今後の保全・整備・活用もこの視点から実施されるべきである。

そのためにも、植物群落の実態を科学的な手法により適切に把握し、その特性を理解したうえで保全・整備・活用を検討し、保全の体制と方法を決定することが求められる。特に、順応的管理の考え方を取り入れ、常に管理方法の効果を検証することによって、より適切な管理体制と管理方法を維持する必要がある。また、植物群落のみならず、動物群集を含めた生態系全体の管理を視野に入れる必要がある。同時に、天然記念物の指定範囲にとどまらず、植物群落を伊吹山全体の自然環境の中で位置づけたうえで、保全・整備・活用のための保全体制を確立させる必要がある。

(2) 考え方

現状において観察・見学に必要な登山道なども整備されていることから、今後は必要以上の整備はおこなわないことを原則とすべきである。一方、既設の施設などが本草原植物群落にとって適切であるか、あるいはどのような影響を与えているのかについて追検討をおこなう必要もある。

活用についてはこれを積極的に進め、天然記念物の重要性を周知する必要性は高く、活用計画を定める必要がある。多くの人々が伊吹山の美しい景観を観賞し、伊吹山の歴史や文化に直接触れることが第一義的な活用と考えられる。

伊吹山周辺には、特別天然記念物ニホンカモシカや天然記念物イヌワシを始めとして、ツキノワグマやクマタカなどの大型野生動物が多く生息している。特にイヌワシは、伊吹山における生態系の頂点に位置し、伊吹山の豊かで多様な生態系のシンボルとなっている。ほ乳類や鳥類以外にもヒメボタルや陸貝なども含めて生態系への理解をはかり、伊吹山の保全につなげていくことが重要である。

また、伊吹山麓は、滋賀県下でも縄文遺跡が集中し、出土品からは伊吹山に対する原始信仰の芽生えが確認できる。古代には神話の英雄ヤマトタケルを撃退した荒ぶる神が棲む山として記され、仏教と結びついて山岳信仰の霊山となり、多くの社寺が山中に展開した。中世には、北近江の大名京極氏が城館を構えている。伊吹山を取り巻いて分布する太鼓踊りは、水神の山としての歴史的特性を表す民俗芸能である。これら文化的価値への理解も伊吹山の価値を高めるものといえる。

様々な機会と活動・体験を通じて、伊吹山や天然記念物の価値が真に理解され、さらにはこれを次世代に継承していこうとする意識が育まれる。近年、伊吹山全体の自然環境の活用も進みつつある。自然との触れあいが求められ、教育の場における観察登山、ユウスゲ祭りやセツブンソウ祭り、スノーシューを利用した冬季のアニマルウォッチング、都市

住民との交流を含むグリーン・ツーリズムなどがおこなわれている。

さらに、山麓に暮らす人々が自ら、地域固有の景観や歴史・文化を認識し、その特性を活かしたまちづくりをおこなうことも、伊吹山の景観をより良くすることに繋がり、特色ある地域の創出は、伊吹山の価値を高めるものといえる。

具体的には、下記のような方策が必要と考えられる。

（３）短期的な対策

現状と課題の検討から、天然記念物は危機的状況にあることは明らかである。そのため、草原植物群落の保全に対して、最も緊急性を要する対策として、「植生防護柵の設置」「ササ・低木などの除去による遷移対策」「希少種の保全対策」などの実施を進め、それらの効果を確認するモニタリング調査を継続する必要がある。

（４）中長期的な検討事項

今後検討を進めていくべき事項として以下にあげる。

① ニホンジカの捕獲等

ニホンジカによる食害を防ぐために指定地を植生防護柵で囲むのは急務であるが、さらに捕獲によりニホンジカの生息数を減らす個体数管理の取り組みが必要である。伊吹山周辺に生息するニホンジカは、積雪状況によって大きく季節移動する個体の存在が明らかとなっているため、こうした情報を活用して効率よく捕獲を進める必要がある。

② 説明板や案内板の設置と改善

指定地内に乱立していた誘導板や説明板、注意喚起看板などは、伊吹山自然再生事業において整理が進められているが、さらに、素材や色彩が周囲の景観と調和したサインの統一などをおこなう。

③ 土砂の流出等に関する対応

登山道で土砂の流出や洗掘がみられる部分には、利用形態や地形上の特性を検討のうえ、階段工、排水工、土留め工、木道の敷設、砕石などによる補整をおこなう。

④ 組織・体制の確立

監視・指導・普及啓発等をおこなうレンジャーの養成・配備と、保全活動団体の人材育成や組織強化をはかるための研修会を実施し、観察会、自然学習活動、外来植物の除草と伐採などの作業に、地域住民をはじめ県内外のボランティアが多く参加できるような体制を整備するとともに、その活動を定着させる。

現在、三合目ではユウスゲをはじめ貴重植物の継続した保全活動により、保全・整備・活用のノウハウが蓄積されつつある。また、滋賀県立大学によるカヤ刈りなども実施されており、登山道全体でのつながりの中で、それぞれの組織が伊吹山全体の体制づくりに取り組んでいく必要がある。

⑤ 地域住民が主体となる活動

地域住民の主体的な参画によって、地域で受け継がれてきた自然の利用や文化、生活様式を含めた環境を、持続可能な方法で学び、伝え、知らせ、活かしていく活動の展開が望まれる。地域を見直し、好ましい発展を目指すエコミュージアム的な発想を取り入れている。

平成 27 年度、地元上野自治会では米原市との協働による「伊吹山活性化プラン」が策定された。総合駐車場やビジターセンターを中心とした山麓ゾーン、滋賀県側登山道整備と林道整備をおこなう三合目までのゾーン、不要施設の撤去と滞在型施設を整備する三合目周辺ゾーンが設定されている。天然記念物の保全との調和と連携を図るために、当保存管理計画および、伊吹山再生全体構想や伊吹山自然再生実施計画に沿った整備計画を進める必要がある。

⑥ 広域的な連携の促進

伊吹山は湖北と西濃にまたがっている。平成 2 年から平成 24 年まで、薬草を起爆剤とした地域活性化を目指す「伊吹山薬草サミット」が、岐阜県側を主導に開催されていた。薬草の活用を中心とする岐阜県側の取組と、天然記念物の保全を目指すことには質の違いがあるが、将来の発展的連携を模索して幕を閉じた薬草サミットを引き継いで、伊吹山の本質的価値を見据えた、新たな連携への取組をおこなっていかなくてはならない。

⑦ エコツーリズムの確立

伊吹山全体の豊かな自然環境や歴史文化遺産を再発見し、自然環境の保全に配慮しつつ伊吹山とふれあい、その価値について理解するとともに、利用者が地域住民や地元の環境保全団体と幅広く交流できるようなエコツーリズムを確立する。

平成 27 年、山頂を含む「伊吹山西麓地域」が、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産―」の構成文化財となった。姉川上流には、豊かな自然を有する重要文化的景観「東草野の山村集落」（平成 26 年認定）がある。

平成 28 年、米原市では、アウトドアスポーツ用品の企画、製造、販売を手掛ける企業との連携が提案されている。より質の高いサービスや新しい旅のスタイルが情報発信され、受け入れの整備を進める計画である。

このように、日本を代表する景観が広がる伊吹山と山麓一帯を繰り返し訪れ、長期滞在することで、より深く伊吹山を楽しみ、研修や見学、体験ができるエコツーリズムを確立し、伊吹山の本質的価値である植物群落を登山者、観光客に知っていただき、保全活動に関心を持っていただくよう図っていく。

⑧ 周辺施設や文化財との連携

各山頂山小屋やドライブウェイにおいても、植物などの写真展示や映像放映により、登山者や観光客に伊吹山の自然や景観の周知をおこなっている。これら山頂の施設を有効に利用することや、山麓の伊吹山文化資料館や伊吹薬草の里文化センターなどの関連施設との連携をはかり、天然記念物の本質的価値や、伊吹山の歴史や文化ならびに自然や生物多様性について学び理解する場として活用をはかる。

また、山麓・山腹には伊吹山信仰に関連する遺跡や社寺、「京極氏遺跡群」（国史跡）や江戸時代の獣害防止柵「峠のシシ垣」（市史跡）などの史跡、太鼓踊りなどの民俗など、伊吹山に関わる多様な文化財がある。これらの文化財とそれらを取り巻く周辺の豊かな自然環境を連携させた見学会の開催などを検討する。

⑨ 農林業活動との調和

伊吹山の山麓部では、雑木林に人の手が入ることがなくなり、植林地も多くが放置され、適切な管理がおこなわれていないのが現状である。これは、ニホンジカやイノシシなどの農作物被害が発生する要因のひとつとなっており、このような実態を的確に把握し、農林業活動と歩調を合わせた対策を講じる必要がある。

かつて、里人は薬草に親しみ、伊吹山麓は日本のそば栽培の発祥の地とされ、薬味に利用される伊吹大根が、伊吹山の中腹で栽培されていた。これらを伊吹山の文化的価値として位置づけ、さらに、特産品の開発・普及に取り組み、伊吹山の自然の恵みである地産物を「伊吹山ブランド」として発信し、地域経済の振興につなげる。

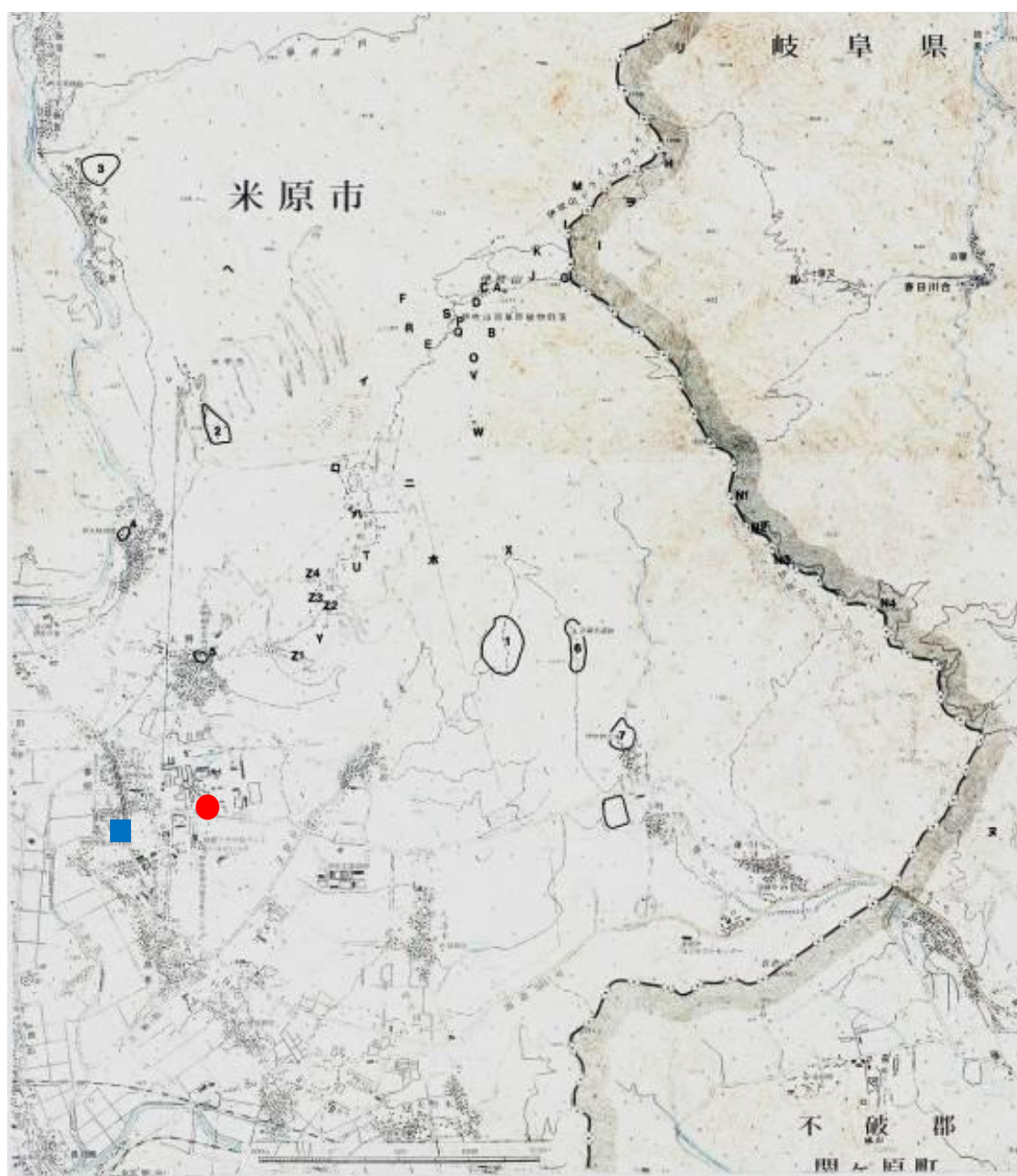


図 15 周辺の施設と文化財

1 弥高寺跡 2 太平寺跡 3 長尾寺跡 4 伊夫岐神社 5 三之宮神社 6 上平寺城跡 7 京極氏館跡

※この他 A～Z、イ～ヘは、伊吹山信仰に関連する遺跡 ■ 伊吹山文化資料館 ● 伊吹薬草の里文化センター

【参考文献】

- 「伊吹山自然再生事業実施計画」2009 滋賀県・米原市
- 「伊吹山再生全体構想」2009 滋賀県・米原市
- 「平成 21 年度伊吹山自然再生事業調査等業務報告書」2010 滋賀県
- 「平成 26 年度伊吹山お花畑純群落対策調査検討業務調査結果報告書」2014 滋賀県・(株)緑化技研
- 『伊吹山の薬用植物』1971 滋賀県
- 『伊吹山の生物相とその保全 ―伊吹山総合学術調査報告書―』1980 伊吹山を守る会
- 『伊吹町史 自然編』1994 伊吹町
- 『伊吹山の気象』2002 彦根地方気象台
- 『伊吹町エコミュージアム構想 生態系調査報告 2002 年度』2002 伊吹町
- 『伊吹山のお花畑保全事業の歩み』2006 伊吹山を守る会
- 『伊吹山ミニ事典』1994 名阪近鉄バス
- 『伊吹山物語 神の山と歩む上野人』2015 米原市上野区
- 「伊吹山頂草原植物群落（天然記念物）におけるニホンジカの採食による植生変化とその対策効果の検証」2016 橋本果奈